

費用を
一部助成
します

带状疱疹ワクチン任意予防接種費用助成

恩納村では、満50歳以上の村民を対象に带状疱疹ワクチン任意予防接種費用の一部助成を始めました。

満50歳以上の方は、带状疱疹ワクチン接種を行うことによって、带状疱疹の発症率の低下や重症化予防ができます。

- この予防接種は、予防接種法に基づかない任意予防接種です。
- 接種にあたっては効果や副反応、健康被害救済制度などを理解したうえで、検討してください。
- ワクチン接種について心配なことがありましたら、必ず接種を行う前に主治医または健康保険課へご相談ください。

●带状疱疹を予防するワクチンは2種類あります。

①本村は、生ワクチン(乾燥弱毒性水痘ワクチン)を契約医療機関にて無償で接種できます。

②不活化ワクチン(シングリックス筋注)は無償接種の対象外となります。健康保険課窓口にて償還払いの手続きが必要です(上記生ワクチンの契約金額を上限とし、自己負担が発生します)。

対象者 接種時、村内に住民登録がある満50歳以上の方

助成額 本村が医療機関と契約している金額を上限とする

助成回数 1人につき1回

助成期間 令和6年4月1日以降

助成方法 本村と契約している医療機関では、助成額内の予防接種(乾燥弱毒性水痘ワクチン)を無償で接種できます。払戻しの手続きなどは不要です。

接種までの流れ

①ワクチンの効果・副反応、助成の対象条件などを確認する。

②医療機関へ予約を行う。

※本島内の医療機関では基本無償で接種できます(県立病院や一部医療機関を除く)。離島や県外では償還払いでの接種となります。

※償還払いの場合は、医療機関でいったん予防接種費用をお支払いし、健康保険課窓口で申請手続きが必要です。

※この予防接種は任意の予防接種のため、医療機関によってはワクチンを置いていないところもありますので、予約の際に必ずご確認ください。

③予防接種を受ける。

※予診票は医療機関のものをお使いください。役場から予診票発行・発送はありません。

自己負担で接種した方へ(国内の医療機関に限ります)

健康保険課窓口にて償還払いの申請手続きが必要です。有効期限は接種日から1年以内です。

申請に必要なもの

- ①医療機関で受取った領収書(带状疱疹ワクチン予防接種を行ったことが明記されたもの)
- ②接種日、使用したワクチンがわかる書類
- ③申請者名義の振込口座番号などがわかるもの(預金通帳・キャッシュカードなど)

健康被害の補償について

今回の予防接種は、市町村の行政措置に基づき実施する予防接種であり、万一医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済制度及び恩納村が加入する予防接種事故賠償保険による補償を受けることができます。

上記の点を十分ご理解したうえで、接種の判断をお願いいたします。

お問い合わせ:健康保険課 ☎966-1217